

エヌ・シティ西町会会則

第1章 総 則

第1条（目的）

本会は、エヌ・シティ西地区に住む住民の住民による住民のための開かれた会を旨とする。本会は、円満で明るく、かつ安全で平和な地域社会の形成と発展を目指す。本会は、次代を担う地域青少年・児童の健全な育成を図る。

本会は、以上の理念を実現するために、次の各活動を担う。

- ア 集会施設や緑地を維持管理する。
- イ 自然災害に備えて区域の防災に努める。
- ウ レクリエーション等を催して、区域住民の親睦を図る。
- エ 区域内の美化・清掃等に努め、環境を整備する。
- オ 廃棄物の減少に努め、資源のリサイクル活動に努める。
- カ 区域内の道路の交通安全に努め、区域内の防犯に配慮する。
- キ 回覧版の回付など区域内住民が相互に連絡する。

第2条（名称）

本会は、「エヌ・シティ西町会」と称する。

第3条（区域）

本会の区域は、八王子市別所1丁目59番地ないし72番地とする。

第4条（事務所）

本会の事務所は、本会が所有する集会施設におく。

第2章 会 員

第5条（会 員）

- 1 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会したものとする。
- 2 本会の活動に賛同して援助を申し出る法人及び団体は、本会の賛助会員になることができる。

第6条（会 費）

会員は、総会において別に定めた「町会費納付細則」に基づいて会費を納付する。

第7条（入会）

1 第3条に定める区域に住所を有する個人が本会に入会しようとするとき又は退会するときは、総会で別に定める「入退会細則」に基づいて入退会届を会長に提出する方法で行う。

2 本会は、前項の入会申込みを、正当な理由がなく拒むことができない。また、退会申し出を拒むことができない。

第8条（会員活動）

1 会員は、本会則及び関連規則に従って、協調と融和の精神で町会活動に参加する。

2 会員は、総会で別に定める「分科会細則」に基づいて班を構成し、これを単位として、普段の広報連絡を行う。

3 会員は、総会で別に定める「分科会細則」に基づいて部会を構成し、これを単位として、各種親睦を図る。

第9条（資格喪失）

会員は、以下の各号に該当するときに会員の資格を失う。

ア 会員が「入退会細則」で定める退会届を会長に提出したとき。

イ 第3条に定める区域から、世帯全員が転出したとき。

ウ 会費を6ヶ月分以上滞納し、本会から相当の期限を定めた催告を受けたのに、期限内に滞納状態を解消しなかったとき。

エ 会員が死亡し、または死亡したと見なされたとき。

オ 地方自治法第260条の2第7項に基づき、総会において総会員の3分の2以上の議決をもって退会を命じたとき。

第3章 役員

第10条（役員）

本会に、次の役員を置く。

ア	会長	1名
イ	副会長	2名
ウ	班長	各班長
エ	部会長	会長が役員会の承認を得て発足させた部会の各部会長
オ	会計	1名
カ	書記・広報	1名
キ	クラブウエスト担当	1名
ク	リサイクル担当	1名
ケ	監事	1名

第11条（役員を選任）

- 1 役員は、総会において、賛助会員を除く会員の中から、以下の方法で選任または承認する。
 - ア 会長、副会長、会計、書記・広報、クラブウエスト担当、リサイクル担当及び監事は、全会員の中から選出する。
 - イ 班長及び部会長は、「分科会細則」に基づいて選出し、総会で承認する。
- 2 本会の役員は、兼務することができない。

第12条（役員の職務）

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理して、会の常務を執行する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会長に協力して本会会計を掌理する。
- 4 書記・広報は、会長に協力して本会則で定められた総会及び役員会の議事を記録し、議事録を調製すると共に、町会広報活動を実施する。
- 5 クラブウエスト担当は、会長に協力してクラブウエストの維持管理を実施する。
- 6 リサイクル担当は、会長に協力して町会のリサイクル活動推進を実施する。
- 7 監事は、以下の各業務を行う。
 - ア 本会の会計及び資産の状況を監査する。
 - イ 役員の実務執行状況を監査する。
 - ウ 各監査の結果を総会で報告する。
 - エ 緊急に総会報告の必要を認めるときは、会長に対して臨時総会召集を請求する。
 - オ 緊急に役員会召集の必要を認めるときは、会長に対して役員会召集を請求する。

第13条（役員の任期）

- 1 役員の実任期は、1年とする。再任を妨げないが、再々任を認めない。
- 2 補欠により選任された役員の実任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員が辞任・解任または任期満了によってその地位を失った後においても、後任者が就任するまでは忠実にその職務を行わなければならない。

第4章 総 会

第14条（総会の種類）

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第15条（総会の構成）

総会は、賛助会員を除く会員をもって構成する。

第16条（総会の機能）

総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

第17条（総会の開催）

- 1 通常総会は、毎年度決算終了後1ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、以下の各事由に該当したときから1ヶ月以内に開催する。
 - ア 会長が必要と認めたとき。
 - イ 総会員の5分の1以上が、会議の目的たる事項を示して会長に開催を請求したとき。
 - ウ 第12条7項エに基づいて、監事が会長に開催を請求したとき。

第18条（総会の招集）

- 1 総会は、会長が召集する。
- 2 会長は、前条の期限内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した文書を、開会の日の1週間前までに会員多数が閲覧できる方法で公示しなければならない。

第19条（総会の議長）

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

第20条（総会の定足数）

総会は、総会員の3分の1以上の出席がなければ開会できない。

第21条（総会の議決）

総会の議決は、この会則に定めるものを除いて、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第22条（会員の議決権）

- 1 会員は、総会において、各々1個の議決権を有する。
- 2 賛助会員は、議決権を有しない。

第23条（書面議決）

- 1 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ公示された事項について書面をもって議決し、または他の会員を代理人として議決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第20条及び第21条の会則の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第24条（総会の議事録）

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ア 日時及び場所
 - イ 会員の現在数及び出席者数（書面議決者及び議決委任者を含む）
 - ウ 公示された開催目的
 - エ 報告事項及び審議事項
 - オ 審議の経過要約
 - カ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長、書記及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

第25条（役員会の構成）

役員会は、役員をもって構成する。

第26条（役員会の機能）

役員会は、次の事項を議決する。

- ア 総会に付議すべき事項イ 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ウ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第27条（役員会の招集）

- 1 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。
- 2 会長は、監事または役員2名以上から召集の請求があったときは、その請求があった日から7日以内に役員会を召集しなければならない。

第28条（役員会の議長）

役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第29条（役員会の定足数）

役員会には第20条ないし第22条の規定を準用する。この場合、「総会」は「役員会」に、「会員」は「役員」に読み替える。

第6章 資産及び会計

第30条（資産の構成）

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ア 別に定める財産目録記載の資産
- イ 会費
- ウ 活動に伴う収入
- エ 資産から生じる果実
- オ その他の収入

第31条（資産の管理）

本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第32条（資産の処分）

本会の資産で、不動産または別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総会員の3分の2以上の議決を要する。

第33条（経費の支弁）

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第34条（事業計画及び予算）

- 1 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の決議を経て定める。決議の効力は、当該会計年度の始期にさかのぼる。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

第35条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及び決算は、会長が各役員との協力を得て収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後1ヶ月以内に総会の承認を受ける。

第36条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、5月31日に終わる。

第7章 会則の変更

第37条（会則の変更）

この会則の変更は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得たのち、地方自治法第260条の2第15項が準用する民法第38条2項に基づく八王子市長の認可を受けて行う。

第8章 解 散

第38条（解散）

本会は、地方自治法第260条の2第15項が準用する民法第69条、第70条第72条ないし第76条、第78条ないし第83条に基づいて解散・清算する。

第39条（解散承諾）

本会は、総会において総会員の3分の2以上の承諾議決によって解散する。

第40条（残余財産の帰属）

本会が解散したときの残余財産は、本会会員が構成する世帯数に応じて、以下の基準に従い等分に配分する。

- 1 1戸の建物に複数の世帯が同居しているときは、建物全体として1世帯とみなす。
- 2 解散決議の日から1年前以内に入会した会員は配分に預からない。但し、入会の原因が新入居であるときは、この限りでない。

平成28年6月5日

この会則は、エヌ・シティ西町会平成28年6月5日の総会において成立した。
この事実を証するため、会長及び出席会員2名が以下に署名した。

会 長

会 員

会 員